



HRTC

HEADQUARTERS RELOCATION TAX CREDIT ECONOMY TAX CREDIT (地方拠点強化税制)

説明

Headquarters Relocation Tax Credit (HRTC)とは、インディアナ州に本社を移転した場合に、その企業が受けられる税額控除のことです。この控除はその企業の州納税義務に対し評価されます。

控除額の算出

控除額は、IEDCによって決定され、インディアナ州への本社移転に伴う承認費用の最大 50 パーセントとなります。9年の繰越控除が税控除未使用分として適用されます。

適格な移転費用として以下のものが含まれます：

- 移転費用および関連費用
- 新規および交換設備購入費用
- 資本投資費用
- 以下を含む資産購入および開発費用：
 - » 建物および所有地の購入、賃貸、または建設
 - » インフラ整備
 - » 敷地造成費用

インディアナ州への事業所移転に直接起因しない費用は含まれません。

Headquarters Relocation Tax Credit は I.C. 6-3.1-30 に規定されています。

受給資格

本社とは、以下のものが1つ以上が位置している建物として定義されます。

- 該当企業の取締役社長の主たる事務所
- 該当企業の事業部または同様のサブ事業部の主たる事務所
- 該当企業の研究および開発センター

「概要企業」とは以下のものを指します。

- 各州間または州内の通商に従事している企業
- 本社をインディアナ州外に維持している企業
- 過去にインディアナ州内に本社を置いたことのない企業
- 本税額控除申請の直近事業年度に国内外で最低 5,000 万ドルの収益があった企業
- 契約通りに本社をインディアナ州に移転する企業
- 企業はインディアナ州内で最低 75 人の従業員を雇用する企業